

清和会訪問看護ステーションひまわり

(介護予防)訪問看護 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人清和会が設置する清和会訪問看護ステーションひまわり（以下「事業所」という。）において実施する（介護予防）訪問看護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 この規程は、医療法人清和会が開設する清和会訪問看護ステーションひまわり（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|--------|----------------------|
| (1) | 名称 | 清和会訪問看護ステーションひまわり |
| (2) | 開設年月日 | 2023年4月14日 |
| (3) | 所在地 | 岩手県奥州市水沢東大通り1丁目5番30号 |
| (4) | 電話番号 | 0197-47-3400 |
| (5) | FAX 番号 | 0197-47-3401 |

(6) 介護保険指定番号 0371501255

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|--------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 看護職員 | 2.5名以上 |
| (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1名以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 看護職員等（准看護師は除く。）は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書等」という。）、又は訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書（以下「訪問看護報告書等」という。）を作成し、利用者又はその家族に説明する。
看護職員等は、訪問看護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- 2 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び年末年始（12月31日から翌年1月3日まで）を除く。
- 3 営業日の午前8時30分から午後17時30分までとする。
- 4 前項のほか、時間外・休日のサービス提供は相談に応じる。また、電話等による連絡は24時間可能とする。

(指定訪問看護等の内容)

第8条 指定（介護予防）訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、心身の状況の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排せつ等日常生活の世話
- (4) じょく瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(指定訪問看護等の利用料その他の費用の額)

第9条 指定（介護予防）訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときには、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定（介護予防）訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり20円とする。

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、奥州市、金ヶ崎町の区域とする。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所において感染症が発生、及び、まん延を防止するために次の措置を講ずる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定（介護予防）訪問看護等の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じる。

(苦情処理)

第13条 指定（介護予防）訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定（介護予防）訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定（介護予防）訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場

合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 4 提供した指定（介護予防）訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（事故発生時の対応）

- 第14条 利用者に対する指定（介護予防）訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

- 第15条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第16条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。
- （1）当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - （2）事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - （3）事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の措置を置くこと。
- 2 当事業所は、介護保険施設サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを県市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第17条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- （1）職員研修 年2回
 - 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約

の内容とする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人清和会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月14日から施行する。

この規程は、令和6年4月01日から施行する。

この規程は、令和7年3月01日から施行する。

この規程は、令和7年9月24日から施行する。